

岡山県自然保護基本計画の素案について

県では、岡山県自然保護条例に基づき、第4次となる岡山県自然保護基本計画について、この度、素案を次のとおり取りまとめた。

1 素案の概要について

(1) 計画の目標

「自然との共生」～生物多様性を育む豊かな自然の継承～

(2) 基本方針

- ① 豊かな自然環境の保護
- ② 野生生物の保護
- ③ 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出
- ④ 人間が守り伝える自然の豊かさ

(3) 主な施策

基本方針	主な施策
1 豊かな自然環境の保護	<ul style="list-style-type: none">・ 自然公園等の保護・管理・ 住民参画による生物調査等の実施・ 自然との共生モデル事業認証制度の創設
2 野生生物の保護	<ul style="list-style-type: none">・ 岡山県希少野生動植物保護条例に基づく希少野生動植物の保護及び増殖等の取組・ 外来生物対策PR隊による県民等への普及啓発・ 多様な主体との協働による外来生物防除の取組
3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出	<ul style="list-style-type: none">・ 多様な主体との協働による里山保全の推進・ 在来種の植栽など地域の生態系に配慮した身近なみどりづくりの推進
4 人間が守り伝える自然の豊かさ	<ul style="list-style-type: none">・ 県民参加で取り組む「いきもの8092アクション事業」の推進・ 大学等と連携して取り組む自然環境調査・研究の充実・ 生物多様性岡山県戦略の策定

(4) 数値目標

施策の効果が検証できるよう、数値目標を新たに設定した。（23件）

○主な数値目標

基本方針	数値目標	計画策定時	目標値
1 豊かな自然環境の保護	自然との共生モデル事業の認証件数	0件 (H21年度)	10件 (H32年度)
2 野生生物の保護	指定希少野生動植物(条例指定)の指定種数	6種 (H21年度)	10種 (H32年度)
	外来生物対策PR隊による出前講座開催数(年間)	0回 (H21年度)	10回 (H32年度)
3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出	都市公園の面積	14.1 m ² /人 (H20年度)	15.0 m ² /人 (H32年度)
4 人間が守り伝える自然の豊かさ	自然保護センターの利用者数(年間)	33,346人 (H21年度)	40,000人 (H32年度)
	「いきもの8092アクション事業」による県民からの報告数(累計)	0件 (H21年度)	8,092件 (H32年度)
	大学等と連携して取り組む自然環境調査・研究の数	0件 (H21年度)	5件 (H32年度)

2 今後の主なスケジュール(予定)

平成22年10月22日 パブリック・コメントの実施(～11月22日)

平成23年1月 自然との共生プロジェクト推進会議の開催

2月 自然環境保全審議会からの答申

2月 県議会へ報告

3月 計画の公表

自然保護基本計画の体系 (第4次計画:H23.4~H33.3)

計画目標

自然との共生 ~ 生物多様性を育む豊かな自然の継承 ~

基本方針(4つの視点)

基本方針:1

豊かな自然環境の保護

基本方針:2

野生生物の保護

基本方針:3

水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

基本方針:4

人間が守り伝える自然の豊かさ

施策体系

自然公園等の保護

地域の特色ある自然環境の保護

多様な生態系の保全

自然との調和に配慮した事業活動

希少野生動植物の保護

野生鳥獣の保護管理

移入種等の対策

生息・生育環境の保全

多様で健全・安全な森づくり

河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

身近なみどりの創出

指導者・ボランティアの育成

自然環境学習等の推進

自然とのふれあいの場の確保

生物多様性を支える基盤づくり

岡山県自然保護基本計画

(素案)

平成22年10月22日

環境文化部 自然環境課

目 次

I 計画策定の趣旨	1
II 計画の性格	2
III 計画の目標	2
IV 自然保護の基本方針	3
V 自然保護の施策体系	6
自然保護基本計画（第4次計画：H23.4～H33.3）施策体系図	6
1 豊かな自然環境の保護	7
① 自然公園等の保護	7
② 地域の特色ある自然環境の保護	8
③ 多様な生態系の保全	9
④ 自然との調和に配慮した事業活動	10
2 野生生物の保護	11
① 希少野生動植物の保護	11
② 野生鳥獣の保護管理	12
③ 移入種等の対策	13
④ 生息・生育環境の保全	14
3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出	15
① 多様で健全・安全な森づくり	15
② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境	16
③ 身近なみどりの創出	17
4 人間が守り伝える自然の豊かさ	18
① 指導者・ボランティアの育成	18
② 自然環境学習等の推進	19
③ 自然とのふれあいの場の確保	20
④ 生物多様性を支える基盤づくり	21
VI 推進体制、進捗状況の評価と見直し	22
VII 資料編（用語集）	23

I 計画策定の趣旨

地球上には、3,000万種ともいわれる多くの野生生物が、森林や草原、里山、田畠、干潟、河川、海洋など、地域や気候によって異なる多様な生態系の中で生きてています。野生生物や生態系は互いに関係し合い、絶妙なバランスの中で豊かな自然を形成しています。そして人間は、その自然の中で生かされてきました。

しかし、人間の活動が活発化、広域化するにつれて、温暖化、砂漠化などに代表される気候変動等に起因する急激な環境の変化、森林や湿地等の豊かな自然の喪失、生態系の分断、野生生物の絶滅等の環境問題が地球規模で現れ、このままで、自然の豊かな恩恵を将来に引き継ぐことができないのみならず、私たちの生命や暮らしも損なわれる虞があります。

こうした中、国においては、生物多様性基本法を制定するなど、生態系、種、遺伝子という3つの生物多様性を保全するための取組を強化する一方、人間の活動や開発、里地里山など身近な自然との人間の関わりの減少、外来生物による生態系の搅乱という生物多様性を脅かす3つの原因を緩和するよう、対策が講じられてきましたが、生物多様性は急速に失われつつあります。

県では、昭和46年に岡山県自然保護条例を制定するとともに、翌47年に岡山県自然保護基本計画を策定するなど、自然と調和した環境づくりを進めてきました。また、平成20年には新岡山県環境基本計画を策定し、環境問題に対する総合的な取組を行っています。

岡山県は、気候温暖で四季の変化に富み、県北の中国山地から県南の瀬戸内海まで、豊かで多様な自然環境に恵まれています。この豊かで多様な自然環境を将来に引き継ぐためにも、私たちは、あらゆる生物が生態系の中で食物網や共生関係を築き、それぞれが関連し合いながら共存していることを忘れずに行動しなくてはいけません。

このため、郷土の自然を取り巻く幅広い問題に適切に対応し、人と自然との調和を将来にわたって維持していくため、今まで以上に生物多様性の観点を強化した自然の保護に関する施策についての基本計画を策定し、「快適生活県おかやま」の実現を目指すものです。

II 計画の性格

岡山県自然保護条例第5条の規定により、自然の保護に関する基本的かつ総合的な施策を定めるものであり、昭和47年12月の策定後、2回の改訂を経て、今回が3回目の改訂となります。

また、「みどり豊かなおかやま」を築くための指針として、岡山県総合緑化計画（現在の名称は岡山県みどりの総合基本計画）を昭和50年3月に策定した後、5回の改訂を行いましたが、この計画の目標である「みどりづくり」も併せ、生態系に配慮した自然保護施策を総合的に推進するため、自然の保護に関する両計画を統合したものとして策定します。

新たな計画は、県の自然の保護に関する行政施策の基本となるとともに、市町村における自然の保護に関する行政施策の指針ともなるものです。

この基本計画に盛り込まれる自然保護施策は、県民、事業者、民間団体、公共団体等の多様な主体が、自然の保護の重要性を認識し、積極的に連携しながら行動することにより推進されるものです。

III 計画の目標

自然との共生 ~ 生物多様性を育む豊かな自然の継承 ~

この基本計画は、「自然との共生」を目標とします。新岡山県環境基本計画をはじめ自然の保護に関する制度や施策と連携を図りつつ、「快適生活県おかやま」の実現を目指すものです。

計画の目標年度は、平成32年度（2020年度）とします。

県が生物多様性に取組む観点とは

自然の中には陸上、土壤中、水中を問わずあらゆるところに生物が生存しており、人間を含めたあらゆる生物の生命はつながっています。この生命のつながりに着目し、生物が生息・生育する環境としての生態系の健全性を検証するための指標を生物多様性の観点でとらえることにより、県内の豊かな自然を保護するための一助とします。

IV 自然保護の基本方針

本計画の目標である「自然との共生」を実現し、そして、生物多様性を育み、生命と暮らしを支える豊かな自然を次代に引き継ぐためには、「自然」と「その恵みの中で暮らす人」の調和を図る取組を継続的に実施していくことが大切です。

このため、「豊かな自然環境」、「多くの野生生物」、「人間」のそれぞれの視点に、従来の「岡山県みどりの総合基本計画(グリーンプラン2010)」に盛り込まれている「水とみどり」を加えた四つの視点を、計画実現のための基本方針と位置づけ、多様な主体との連携のもと、将来につながる自然保護施策を展開することとします。

水とみどりに恵まれた自然の中で、多くの野生生物と私たち人間とが共に生息・生育していく豊かな自然環境を、現在に暮らす私たちが時代を超えて次の世代に引き継ぎ、「自然」と私たち「人間」との関わりを将来にわたってより強固に紡いでいくという想いを四つの基本方針に込めています。

<四つの基本方針>

- 1 豊かな自然環境の保護
- 2 野生生物の保護
- 3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出
- 4 人が守り伝える自然の豊かさ

1 豊かな自然環境の保護

県内は、雨や雪が多く緑深い県北部の中国山地から里地里山が広がる吉備高原、人口が集中するとともに田園風景が広がる県南平野部、瀬戸内海国立公園に指定された風光明媚で豊かな漁場の瀬戸内海まで自然の豊かさが多岐にわたり、各地域が吉井川、旭川、高梁川の3大河川を共有し、相互に関連しながら多くの野生生物を育むとともに、優れた景観に富んだ多様な自然環境を形成しています。

その中で、県では優れた自然景観を有する地域等を自然公園や自然環境保全地域等に指定するとともに、毛無山の貴重な天然林等、特に優れた自然の一部を公有化するなど、自然環境の保護を推進しています。

また、長い間、人間の関与により保全されてきた里地里山里海では、農林漁業従事者の高齢化等に伴う人間の働きかけの縮小により荒廃が進むなど、身近な県内の自然環境の悪化が一部に見られます。

今後は、再生不可能な資源の利用を見直し、再生可能な資源の再生量の範囲内に消費量を抑制する一方で、里地里山里海が再生可能な資源の供給地であることを再認識した上で、その資源を有効に活用する方策を検討するとともに、その活用策をすみやかに実行することが不可欠です。

豊かな自然環境を保護していくためには、地域の自然の特性に応じて、保護施策の内容を変え、人為の関与度合いを調整することにより、計画的な保護に努めるなど、豊かな自然を将来に引き継ぐ努力を絶え間なく進めていく必要があります。

2 野生生物の保護

長い歴史の中で創り上げられた生物多様性は、さまざまな恵みを通して、我々人間の生命と暮らしを支えています。こうした生物多様性を守り、将来に引き継いでいくためには、現存する多くの野生生物をその生息・生育環境とともに保護していく必要があります。

近年、野生生物の生息・生育環境の悪化や県中北部、中山間地域を中心とした里地里山における自然への働きかけの減少により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。

野生生物の保護のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握しておく必要があります。

本県では、2003年に岡山県版レッドデータブックを作成し、2009年にはその見直しを行い、県内における絶滅のおそれのある野生生物の現状を明らかにして、地域における適切な野生生物の保護に努めてきました。

一度失われた種は二度と取り戻すことができないため、種の絶滅、減少を防ぎ、県内の多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていくことは私たちの重要な責務と言えます。

3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

県土の約7割を占めている森林には水源かん養機能があり、この働きにより三大河川に代表される豊かな水が育まれ、この恵みにより農地は潤され、中山間地域には棚田、南部には田園の風景が広がっています。さらに瀬戸内海沿岸は河川からの土砂や栄養の供給を受けて干潟や藻場が形成されるなど、私たちは水とみどりに恵まれた環境の中で、自然の恵みを継続的に利用しつつ、野生生物と共に存しながら長い年月をかけて地域固有の豊かな自然を維持してきました。

しかし、産業構造の変化や過疎化、高齢化などによる農林業の生産活動の低下は、森林や農地の荒廃を招き、里地里山の自然環境を悪化させています。また、瀬戸内海でも上流の都市化に伴う河川改修や海岸部の開発などの影響により自然の海岸が減少し、野生生物の生息・生育の場が減少しています。

このため、県では荒廃した森林を整備し、多様で健全・安全な森づくりを進めるとともに、自然環境に配慮した河川の改修や瀬戸内海の環境の保全を進めています。

また、人口の集中した都市部でも、さらに多くの野生生物が生息・生育できるよう、豊かで身近なみどりを創出することが必要です。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

私たちが心に描く自然は、自身が幼い頃に原体験した自然であり、世代により、生活場所により大きく異なっています。

生物多様性を育む豊かな自然を将来に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが、世代や生活している地域を越え、地球という長く大きな次元の中で、人間の生命と暮らしを支える生物多様性の重要性を理解し、自然環境に配慮した行動を取ることが重要です。

このため、県では、気軽に自然環境への理解を深めることができる「自然とのふれあいの場づくり」、野外での学習も含めた自然環境学習を指導できる「人づくり」など、県民が環境学習に取り組みやすい基盤整備に努めていくこととしています。

また、豊かな自然環境の保護、多くの野生生物の保護、水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出といった自然保护の活動を効果的に推進していくためには、行政機関はもとより、地域住民、N P O、学識を有する専門家など、地域で活動する一人ひとりが県内の自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、その情報を共有するとともに、自然保护活動に必要な最新の情報を県民の皆様にわかりやすく提供していく必要があります。

自然との共生の実現に向け、私たち県民一人ひとりが、自然の保護についての共通認識を持ち、互いに連携、協力しながら、それぞれの地域の特性に応じた取組を積極的に進めていく努力が求められています。

V 自然保護の施策体系

◆ 自然保護基本計画(第4次計画:H23.4~H33.3)施策体系図

○ 計画目標

自然との共生 ~ 生物多様性を育む豊かな自然の継承 ~

○ 基本方針(4つの視点)

豊かな自然環境の保護

野生生物の保護

水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

人間が守り伝える自然の豊かさ

○ 施策体系

自然公園等の保護

地域の特色ある自然環境の保護

多様な生態系の保全

自然との調和に配慮した事業活動

希少野生動植物の保護

野生鳥獣の保護管理

移入種等の対策

生息・生育環境の保全

多様で健全・安全な森づくり

河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

身近なみどりの創出

指導者・ボランティアの育成

自然環境学習等の推進

自然とのふれあいの場の確保

生物多様性を支える基盤づくり

1 豊かな自然環境の保護

① 自然公園等の保護

【現状と課題】

- 優れた自然景観や自然環境を有している地域等を保護するため、県内には、自然公園が国立・国定・県立あわせて10地域、自然環境保全地域が3地域、環境緑地保護地域が2地域、郷土自然保護地域が37地域、郷土記念物が39箇所、鳥獣保護区が69箇所指定されています。
- これらの地域のうち、特に重要な地域については、特別保護地区や特別地域に指定し、野生動植物の捕獲等を規制するとともに、様々な開発行為を規制し、自然環境の保護を図っています。中でも、毛無山の一帯には、ブナ林を中心とした天然林が広がり、学術的にも貴重な自然環境を有しているため、森林の一部を公有化し、その保存に努めています。
- 自然公園等には、そこに生息する野生生物の保護や生息・生育環境の保全と生態系ネットワークの核としての機能を積極的に果たすことが求められています。

【推進の目標】

- 原生的な森林や多くの野生生物が生息・生育する地域を保護します。

【施策の推進方向】

- ① 自然公園等の保護・管理に努めるとともに、自然環境の保全に影響を及ぼすと認められる場合には、そこが本来の生息・生育地でない動植物の放出を禁止するなど必要な規制を行います。
- ② 自然環境や社会状況などの変化を踏まえ、公園区域や公園計画の点検を行います。
- ③ 自然公園指導員や自然保护推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないよう自然公園等の適正な利用指導に努めます。
- ④ 鳥獣保護区の定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などを実施するとともに、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、鳥獣をとりまく多様な生息環境の保全に努めます。

② 地域の特色ある自然環境の保護

【現状と課題】

- 県北部に広がる森林は、天然林に多くの野生生物が生息・生育する一方、人工林の手入れ不足等が進行しており、豊かな森林の維持・回復が必要となっています。
- 吉備高原地域等の里地里山では、耕作放棄地の増加や高齢化等による森林の手入れ不足などにより自然環境が悪化してきており、その保護が必要となっています。
- 県南部の平野を中心に、水田が広がっていますが、人間と共生していたカエル等の身近な野生生物が減っており、地域の自然環境の保護が必要となっています。
- 三大河川を中心とした水系に豊かな水が循環していますが、護岸改修等による地域の安全・安心の確保と地域の特色ある自然の確保を両立していくことが求められています。
- 多くの野生生物が生息・生育する湿原や干潟等は一度失われると再生が難しいので、これらの地域の保護が必要となっています。
- 貴重な地下資源である温泉は、自然とのふれあいや心身の休養に大きな役割を果たしています。

【推進の目標】

- 中国山地、里地里山、平野部、河川・湖沼、瀬戸内海沿岸地域それぞれに異なった特色のある自然を保護し、将来に引き継いでいきます。

【施策の推進方向】

- ① 森林の持つ公益的機能を発揮させるための適切な施業と地域の元々の植生に配慮した広葉樹林や針広混交林の造成を推進します。
- ② 都市と農村との交流を図り、都市生活者による稻作体験や身近な生物探しを通じて自然への理解を促すなど、自然の保護への参画を推進します。
- ③ 自然保護推進員等が自然の保護に関する指導等を行いながら、地域の自然環境の保護活動を推進します。
- ④ 参加体験型の学びを通じて自然の価値を認識してもらうため、学校と連携して、学校近辺の身近な自然の清掃や下草刈、生物の飼育等を推進します。
- ⑤ 各地域の特色ある自然環境を保護するため、市町村に「自然環境保護推進地域(仮称)」の制度創設を働きかけます。
- ⑥ 貴重な地下資源である温泉の保護と安全で適正な利用を推進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
自然環境保護推進地域(仮称) 数	0箇所	10箇所

③ 多様な生態系の保全

【現状と課題】

- 森林や里地里山、河川、海浜等の様々な環境における生態系が豊かな自然を構築しており、多様な生態系の保全が必要となっています。
- 道路の開設や水路のコンクリート化等の開発行為や災害発生等により生態系や植生の縮小、分断、孤立化が進んでおり、広い地域の生態系の保全が必要となっています。

【推進の目標】

- 県内の各地域における様々な生態系の現状を把握するための調査や、それらの生態系を保全するための方策等についての研究を進めます。
- 森林、里地里山、田畠、河川、湖沼、海浜等の自然同士のつながりの確保に努めます。
- 森林、緑地等の緑の回廊や、河川、水路、田んぼ等の水の回廊を確保し、野生生物の生息・生育地を結び、それらの移動にも配慮した連続性のある生態系ネットワークの形成に努めます。

【施策の推進方向】

- ① 生態系の現状の把握と調査参加者の生物多様性への理解を深めるため、地域住民が参画する生物調査を実施します。
- ② 市町村が公共事業を実施する際に自然環境へ配慮すべき項目を取りまとめた市町村公共事業自然環境配慮指針（仮称）を策定するよう、各市町村へ働きかけます。
- ③ 野生生物の移動の妨げを緩和するよう道路下や空中へのエコロードの設置や、河川内への魚道の設置、また水生生物等が生息できるよう多自然川づくりの施工など、生態系に配慮した公共事業を推進します。
- ④ 森林や里地里山、河川や湖沼等の点となりがちな自然と自然を結び自然の線とするため、又は広がりを持った自然の面とするため水と緑の回廊の整備に努めます。
- ⑤ 地域団体等による地域の自然や水源から海に到る水系等のネットワーク化の事例を集め、自然ネットワーク形成事例パンフレットの作成に努めます。
- ⑥ 身近な地域において自然とふれあえるビオトープ等を整備し、環境学習での活用等を通じた自然共生型の地域づくりを推進します。
- ⑦ 隣県との広域的な自然ネットワークの構築に向けた連携・協力体制の整備に努めます。

④ 自然との調和に配慮した事業活動

【現状と課題】

- 実物経済における事業活動は、全て周囲の環境と密接に絡み合っており、継続的な活動を遂行するためには、自然との調和に配慮することが求められています。
- 農薬の使用等により、病害虫の防除を行い、収穫量の増大を図ってきましたが、結果的に田畠の野生生物が減少しており、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の推進が求められています。
- 人工林における間伐等の手入れ不足が野生動物の生息環境の悪化の一因となり、動物と人間との間に軋轢が生じているため、棲み分け又は共存の方策を見出すことが必要となっています。
- 食料品等の大量輸入、大量消費、大量廃棄をはじめとした私たちの社会経済活動は、生産地における過剰な耕作や放牧など資源収奪的な生産による土地の劣化、森林や海洋生物資源の減少など、国内外の生物多様性に深刻な影響を及ぼしています。

【推進の目標】

- 各地域の様々な生態系に配慮した農林漁業の実践を推進します。
- 国内外の自然に対する負荷に配慮した事業活動を推進します。
- 大規模な開発に際して自然の保護に、意識的かつ優先的に配慮してもらう自然保护協定の締結等を推進します。

【施策の推進方向】

- ① 有機無農薬・減農薬農業により、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。
- ② スギやヒノキの人工林の適切な施業を促進するとともに、広葉樹林や針広混交林等多様な森林の造成を推進します。
- ③ 企業において原材料の調達から廃棄物の回収・処分までを含めた物流全体を経済的視点のみならず環境的視点からも見直してもらえるよう、啓発等に努めます。
- ④ 商品の選択において、原材料がどこから運ばれたものか、環境に配慮した企業の商品かなど、環境負荷を意識した消費者行動の普及・啓発に努めるとともに、農業生産物等の地産地消を進めます。
- ⑤ 企業・団体に対する自然との共生モデル事業の認証制度を創設し、自然の保護に配慮した活動を支援します。
- ⑥ 県民や企業が率先して自然の保護に努める意識づくりを進めるとともに、大規模な開発、造成に際しては、環境影響評価手法の活用とともに、自然保护協定の締結を求めます。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
自然との共生モデル事業の認証件数	0件	10件

2 野生生物の保護

① 希少野生動植物の保護

【現状と課題】

- 開発等による生息・生育環境の悪化、県中北部、中山間地域等における自然に対する人間の働きかけの減少等により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。
- 2009年に改訂された岡山県版レッドデータブック(RDB)によると、絶滅のおそれのある種の数は、動物で184種、植物で309種にのぼります。
- 県では、平成15年に岡山県希少野生動植物保護条例(希少条例)を制定し、多様な主体との協働のもと、希少な野生動植物の保護に取り組んでいます。
- 絶滅の危機に瀕している希少野生動植物について、その生息・生育環境を含め、将来に引き継いでいく必要があります。

【推進の目標】

- 希少な野生動植物についての基礎調査を進め、収集したデータのデータベース化を図るとともに、絶滅の原因について、科学的知見に基づく分析を推進します。
- 希少条例に基づき、多様な主体との協働のもと、希少野生動植物について、その生息・生育する環境を含め、保護活動を推進します。
- 本来の生息地での保護だけでは種の存続が困難な希少野生動植物については、人間の管理下での生息域外保全に取り組みます。

【施策の推進方向】

- ① RDBに記載された希少種のうち、特に保護を図る必要がある種を、希少条例に基づき「指定希少野生動植物」として指定し、指定希少野生動植物保護巡視員を始め、地域の住民と協働し、保護活動に取り組みます。
- ② 希少条例に基づく保護活動だけでは種の存続が困難な希少野生動植物について、生息域外保全基本方針を策定し、関係者と連携してその保全に取り組みます。
- ③ 希少な野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、データベース化を図るとともに、RDB改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めていきます。
- ④ 開発行為と自然の保護との調整における基礎資料として、RDBを活用するとともに、その内容を公表し、希少な野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
指定希少野生動植物(条例指定)の指定種数	6種	10種
指定希少野生動植物(条例指定)の保護に取り組む地域数	8地域	12地域
指定希少野生動植物保護巡視員数	70人	100人

② 野生鳥獣の保護管理

【現状と課題】

- 本県においては、ツキノワグマ等生息数が少なく積極的な保護が必要な種がある一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等生態系や農林水産業へ多大な被害を及ぼしている種もあり、個体数調整及び被害防止対策を組み合わせた総合的な対策が課題となっています。
- 野生鳥獣の保護管理には、人間と野生鳥獣の適切な関係の構築について理解を深めてもらうための情報提供や普及啓発が重要です。
- 県境を越えて分布、移動する野生鳥獣については、広域的な保護管理の視点から、関係する行政機関や団体が連携して取り組むことが重要です。
- 自然環境の急激な変化に伴い、野生鳥獣の生息数が減少しており、これら鳥獣の保護への取組が求められています。

【推進の目標】

- 本県における鳥獣の保護と管理を図るための基本指針となる第11次鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護と管理を総合的に推進します。
- 鳥獣保護区について、その指定を進めるとともに、適切な保護管理を推進します。
- 鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、多様な鳥獣相の保全に努めます。

【施策の推進方向】

- ① イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについて、科学的データや手法を踏まえた特定鳥獣保護管理計画を策定し、実効性の高い施策を推進することで、野生鳥獣の個体数、生息環境及び被害防止対策をバランスよく保護管理します。
- ② 鳥獣保護区や休猟区について、指定の趣旨に沿って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況を把握した上で、定期的な巡視等、適切な保護管理に努めます。
- ③ 野鳥の森や探鳥会等によるふれあいの機会の創出や野生鳥獣についての情報提供などを通じて、人と鳥獣の適切な関係についての普及啓発に努めます。
- ④ 鳥獣保護員、鳥獣保護センター等と連携を密にし、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、傷病鳥獣の救護の取組を推進します。
- ⑤ 関係団体と連携し、県下に生息又は飛来する野生鳥獣について、山林、里山、水辺、都市周辺などの各環境下における野生鳥獣の生息分布調査を実施します。
- ⑥ 猟友会等と連携し、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。
- ⑦ カワウやニホンジカなど県境を越えて広域に移動する野生鳥獣について、関係各県からなる協議会設立など広域連携による保護管理の取組を推進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数	0 地域	5 地域

③ 移入種等の対策

【現状と課題】

- アライグマ、オオクチバス等、野生生物の本来の移動能力を超えて、人為的に移入された種が、在来種の脅威となっています。
- 外来生物法による特定外来生物については、飼育等を規制するとともに、野外への放出等が禁止されています。
- 県では、国等と連携を図りながら、特定外来生物を含めた移入種による被害防止の対策に取り組んでいます。
- 在来種に大きな影響を与えていたりする移入種については、防除などの対策を進めいく必要があります。

【推進の目標】

- 移入種の取扱等について、理解と協力を得るための広報・啓発活動に努めます。
- 移入種の侵入、持ち込みを未然に防止する予防措置について、関係団体等と連携を図りながら検討を行います。
- 関係団体等と連携を図りながら、移入種対策に必要な知見・技術の蓄積に向けた調査研究を推進します。
- 国及び市町村等と連携し、在来種の脅威となっている移入種について、分布情報の収集に努めるとともに、移入種に対する防除対策を推進し、生態系や農林水産業への影響の防止に努めます。

【施策の推進方向】

- ① ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会、活動を通じての教育、広報活動を推進します。
- ② 自然保護推進員などを活用し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。
- ③ 国内の他地域から持ち込まれる移入種については、希少野生動植物の保護、農林水産物被害防止の観点から、防除対策及び飼育動物の適正管理を進めます。
- ④ 特定外来生物について、環境省との連携を密にし、その取扱に関する普及啓発を推進するとともに、その効果的な防除方法についての調査を行います。
- ⑤ ヌートリア、アライグマ、オオクチバス、ブルーギル等について、防除方法等を取りまとめ、市町村が行う防除活動を支援します。
- ⑥ 外来緑化植物について、基本的考え方を整理し、適切な管理に努めます。
- ⑦ 特に外来生物対策が必要とされる地域について、多様な主体との協働により、被害の状況に応じて、完全排除又は影響の低減を図る取組を推進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
外来生物対策PR隊による出前講座開催数(年間)	0回	10回
重点的に外来生物の防除に取り組む地域の数	0地域	3地域

④ 生息・生育環境の保全

【現状と課題】

- 多くの野生生物が生存する豊かな生息・生育環境の中で、数多くの自然とふれあうことは人間の精神的な充足や満足感につながります。
- 本県には、山地、中山間地域、里地里山、平野部、そしてこれらを貫く三大河川に瀬戸内海沿岸など、様々な自然環境が存在しており、こうした多様でつながりを持った生態系は、多くの野生生物が生息、生育する上で欠かせないものです。
- 里地里山に特有な生息・生育環境を維持していくには、人間が適度に利用する二次林、草地、農地、ため池等さまざまな自然環境が保たれることが重要です。
- 野生生物を保護していくためには、個々の種に注目するだけでなく、野生生物のつながりに配慮した生息・生育環境を保全していく必要があります。

【推進の目標】

- 野生生物のつながりに配慮し、多くの野生生物が移動、生息・生育する環境の保全に努めます。
- 本県特有の生息・生育環境における人間と多くの野生生物の関係を再構築していきます。
- 希少な野生動植物を保護していくため、重要な地域を指定して重点的に対策を講じていきます。
- 身近な生活空間における野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。

【施策の推進方向】

- ① 河川や水路、田んぼ等のつながりを確保し、多くの野生生物が移動できる生息・生育環境の保全に努めるとともに、ドジョウなど多くの野生生物が生息できる身近な水辺環境の保全に努めます。
- ② 森林、草地、農地、ため池等里地里山を取り巻く豊かな自然環境を保全し、多くの野生生物が移動できる生息・生育環境の保全に努めます。
- ③ 希少野生動植物について、希少条例に基づき、生息地等保護区を指定し、生息・生育環境の一体的保護を図ります。
- ④ 野生生物を保護し、回復を図るため、その生態特性に応じた十分な規模の生息・生育環境の保全に向けた取組について検討します。
- ⑤ 地域住民や地元自治体、N P O、企業等と連携し、里地里山等における人間と身近な野生生物の関係の再構築に努めます。
- ⑥ 公共施設等の整備における地域植生に配慮した緑化等の計画的な推進を図り、多くの野生生物が移動できる生息・生育場所の確保に努めます。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
生息地等保護区を指定(条例指定)して指定希少野生動植物の保護に取り組む地域数	0 地域	3 地域

3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

① 多様で健全・安全な森づくり

【現状と課題】

- 多くの野生生物の生息・生育場所になっている森林は、CO₂の吸収による地球温暖化の防止や生物多様性を確保する上で大きな役割を果たしています。
- 本県の森林は県土の約7割を占め、中国山地から瀬戸内海沿岸にかけての変化に富んだ地形と気候によって多様な森林が広がり、多くの野生生物が生息しています。
- 県北部を中心に森林の約4割を占めるスギ・ヒノキの人工林は、採算性の低下などにより間伐等の手入れが遅れており、降雨等による山地災害発生の危険性や野生生物の生息・生育環境への影響、種の減少が危惧されています。
- 水源かん養、土砂災害防止、生物多様性保全など森林のもつ多面的機能を発揮させるためには、地域木材資源の積極的な利用により林業の生産活動を活性化させ、多様で健全な森づくりを進めることが必要です。
- 人間の関わりにより独特の景観を形成してきた里山は、過疎化や高齢化などの理由により荒廃しており、里山保全のための新たな仕組みづくりが求められています。

【推進の目標】

- 健全な人工林の育成や災害に強い森づくりを推進し、生物多様性の保全を図ります。
- 地域住民、民間団体、企業など多様な主体との協働による里山保全を推進します。
- 地域の木材資源の利用を促進するための活動に取り組みます。

【施策の推進方向】

- ①人工林の計画的な間伐を促進するとともに、広葉樹林や針広混交林等多様な森林へ誘導し、健全で災害に強い安全な森づくりを推進します。
- ②地域住民やNPOなどの民間団体、企業、ボランティアなどによる里山保全の新たな仕組みづくりとその地域貢献活動を支援します。
- ③木材製品の利用のほか、製材端材や林地残材などを利用した木質バイオマスの活用を自然観察会や学習会等様々な機会を通じて県民にPRし、地域木材資源の利用を促進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成20年度)	目標 (平成32年度)
間伐実施面積 *間伐対象は、16~45年生のスギ・ヒノキ人工林で次第に減少していくと予測	6.0千ha／年	4.6千ha／年
森づくり活動への参加企業数	9社	30社

② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

【現状と課題】

- 本県は、三大河川の流域面積が県土の約8割を占めており、その豊かな水を利用してみどり豊かな農地が広がり、多様な生態系を形成しています。
- その多様な生態系は、洪水や耕作による擾乱で生息・生育環境を維持・拡大しており、それに適応した野生生物の生息・生育の場となっています。
- 湖沼や低地の湿地や草原も多くの野生生物の生息・生育の場となっており、これら水のネットワークを生物多様性の基盤として保全することが重要です。
- 河川環境の人工化により河畔林や川床の自然環境が失われています。河川の自然環境の再生を図り、安らぎと潤いの公共の場として整備することが必要です。
- 瀬戸内海は、干拓や工業地帯の造成などにより、藻場や干潟の多くが消滅しており、その保全が必要となっています。
- 海岸地域は自然と親しめる身近な空間として利用されており、野生生物の生息・生育環境にも配慮した海岸の清掃や保全が必要です。

【推進の目標】

- 自然環境に配慮した水辺環境と親水施設がある河川の整備を推進します。
- 河川と湖沼、農地等の水のつながりを保全し、多様な生態系の維持に努めます。
- 瀬戸内海の優れた自然景観を保全するとともに、多様な主体との協働による自然海浜の保全活動を推進します。

【施策の推進方向】

- ① 利水や防災目的を確保した上で、水辺の生態系や親水性に配慮した河川の整備を推進します。
- ② 河川、湖沼、農地等の水のつながりを確保し、多くの野生生物を育む水の回廊による生物多様性の保全に努めます。
- ③ 干潟や藻場を保全し、野生生物の生息・生育環境の保全に努めます。
- ④ 河川や児島湖、瀬戸内海等で行われているアダプト活動を推進するため、参加者や都市住民等への自然環境保全啓発や地域住民と参加団体等とのネットワークの構築を支援します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成20年度)	目標 (平成32年度)
海のゆりかご(藻場)の面積	937 ha	1,030 ha
おかやまアダプト参加人数	35,751人／年	40,000人／年

③ 身近なみどりの創出

【現状と課題】

- 人が集中する都市部は、利便性や安全性を優先した土地利用により自然とふれあう場が少なくなっていますが、身近なみどりは野生生物の生息・生育の場となるほか、人の生活に潤いと安らぎを与えてくれます。
- 道路、河川、公園、学校等の公共施設は、防災や環境維持など生活に欠かせない多様な機能を持っており、整備が進められていますが、さらに野生生物の生息・生育環境に配慮した計画的な緑化が求められています。
- 急激な少子高齢化に伴う人口減少社会の中で、大切なみどりである都市近郊の森林や農地についても、適切な維持管理が困難となっており、地域で取り組む保全活動が必要です。
- 多くの野生生物が生息・生育できる環境を維持するためには、公園や近郊のみどりを街路樹や河川などで結ぶみどりのネットワークづくりが必要です。
- 工場、商業施設、住宅団地等大規模な民間施設においても、地域の野生生物の生息・生育環境に適したみどりの創出が求められています。また、ビルの屋上緑化や壁面緑化の技術や方法も向上しており、気温を低下させるなどの環境負荷の低減が期待されます。

【推進の目標】

- 野生生物の生息・生育環境に適した公園など公共施設のみどりを創出します。
- 公共施設のみどりと街路樹等によるつながりあるみどりの創出を推進します。
- 工場、商業施設、住宅団地等民間施設のみどりの創出を推進します。

【施策の推進方向】

- ① 身近なみどりとして親しまれ自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の計画的な緑地空間の整備を推進します。
- ② 都市と近郊のみどりが街路樹や河川の自然環境により結ばれたみどりのネットワークの形成を促進し、多くの野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。
- ③ 公共施設、工場、商業施設、住宅団地等の緑地空間の整備にあたっては、在来種の植栽など地域の生態系に配慮した野生生物の生息・生育環境を創出するとともにビルや住宅などでは屋上緑化や壁面緑化、みどりのカーテンづくりなどを推進します。
- ④ 春と秋のみどりの月間中に行われる自然環境保全活動を通じて県民運動を盛り上げ、県民参加のみどりづくりを推進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成20年度)	目標 (平成32年度)
都市公園の面積	14.1 m ² /人	15.0 m ² /人

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

① 指導者・ボランティアの育成

【現状と課題】

- 自然の保護への関心が高まるなか、自然環境の現状に関する情報や正しい知識を世代や地域を超えて伝えていく必要があります。
- 次代を担う子供たちが、自然への関心や興味を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいくための第一歩となります。
- 自然の保護の重要性や正しい知識の普及啓発及び自然に関する情報提供については、専門的知識を持つ指導者やボランティアと連携して行うことが必要です。
- 自然保護活動が幅広くかつ持続的に行われるためには、優れた活動を認定し、県民が積極的に参加できる機会をつくることが重要です。

【推進の目標】

- 専門的知識を持つ指導者やボランティアを育成し、自然の保護の推進を図ります。
- みどりの少年隊の活動を支援し正しい自然観を養う機会の増加に努めます。
- 優れた活動を認定する制度を導入し、県民の自然保護活動への参加意欲を高めます。

【施策の推進方向】

- ① 身近な自然とのふれあいを促進し、自然の保護に関する意識の向上を図るため、指導者の育成やボランティアの活動を推進します。
- ② ボランティア等の活動の場を積極的に提供し、自然の保護に関する専門的知識や正しい自然観の普及啓発を図ります。
- ③ 地域において緑化活動に取り組んでいるみどりの少年隊の活動をへの支援を継続して実施するとともに、交流集会を開催するなど活動の充実を図ります。
- ④ 表彰制度を設け、自然保護活動を行う団体や個人の活動を奨励するとともに、模範となる自然保護活動の公表等を行い、県民の自然保護活動への参加や意識啓発を促進します。

【数値の目標】

項目	現況（平成21年度）	目標（平成32年度）
自然保護推進員数	88人	100人
みどりの少年隊員数	1,288人	1,400人

② 自然環境学習等の推進

【現状と課題】

- 県民一人ひとりが、自然の保護の大切さを理解し、自然環境に配慮した行動を実践していくには、環境教育における自然環境教育の推進が重要です。
- 県では、2008年3月に「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」を策定し、環境学習の充実を推進目標に掲げ、様々な環境学習に取り組んでいます。
- 学校教育においては、地域の実態に合った問題を取り上げ、具体的な活動を通して学習するといった工夫が必要です。
- 多くの県民が身近な自然について学べる機会を、自然環境学習施設において、数多く提供していくことが重要です。
- 自然とふれあう機会が少なくなっている子供たちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会を増やすことが大切です。

【推進の目標】

- 学校教育において、身近な自然環境に興味や関心を持つ機会を確保していきます。
- 県民のニーズを踏まえ、地域の特性や年齢に応じた多様な体験型の自然環境学習講座の充実を図ります。
- 地域の中で地域の協力を得て、地域固有の自然に遊び、親しむことのできる機会、場づくりを推進していきます。

【施策の推進方向】

- ① 将来を担う子供たちに自然の保護に関する興味と正しい理解を持ってもらえるよう学校教育や社会教育との連携を図り、学習機会と学習内容の充実に努めます。
- ② 都市住民に対し、自然との関わり方を学ぶ機会の提供と自然環境の適正な利用に関する普及啓発に努めます。
- ③ 自然保護センターなどを活用し、自然観察会などの自然環境に関する学習・体験活動を推進します。
- ④ 学校内でのビオトープづくり、身近な生物とのふれあいなど、学校ごとに地域の実情にあった特色ある取組を推進します。
- ⑤ 池干しや炭焼きなど、自然を活かした地域伝統文化の原体験の機会を創出します。
- ⑥ 子供たちが放課後に、地域の中で地域の協力を得て、地域固有の自然に遊び、親しむことを通じて自然を学ぶ自然体験学習を推進するとともに、子供たちが自主的に行う自然環境学習への支援を進めます。
- ⑦ 環境学習出前講座やエコツアー等、体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的に行動できる人材の育成に努めます。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
自然保護センターの年間利用者数	33, 346人	40, 000人
こどもエコクラブ会員数	2, 557人	3, 000人

③ 自然とのふれあいの場の確保

【現状と課題】

- 自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に対する理解と関心を深め、環境を大切にする心を育む上でも重要な意義を有しています。
- 自然とのふれあいに対する県民のニーズは年々高まっていますが、身近に自然とふれあえる場やその情報が不足していることなどから、実際の自然とのふれあい体験に結びついていないという問題があります。
- 自然とのふれあいの場としては、自然公園や長距離自然歩道、自然保護センター等を整備しており、これらの施設の利用促進を図っていく必要があります。
- エコツーリズムには、地域住民が参加することで、自然の保全と文化の継承、観光振興、地域振興などが図られる効果があり、普及定着のための取組が課題となっています。
- 自然とのふれあいに関する施策の推進は、それぞれの地域で育まれた自然環境や社会環境の特性に応じて行う必要があり、県や市町村、民間団体、地域住民などの参加と相互の連携が重要です。

【推進の目標】

- 自然公園等の安全で快適な利用を促進するため、施設の整備や適正な維持管理に努めます。
- 身近に自然とふれあえる場や機会に関する情報の収集と提供に努めます。

【施策の推進方向】

- ① 自然歩道や自然公園施設等の点検やこれらの施設に関するアンケート結果を元に、その質的向上を図り、安全で安心して利用できるような施設の整備を行うことで、利用の促進を図ります。
- ② 自然観察等の自然体験、植樹や育樹活動等の林業体験、炭焼きや地引網などの里山・里海体験などの様々な自然とふれあえる体験の場や機会に関する情報の収集と提供に努めます。
- ③ エコツーリズムの普及を図るとともに、エコツーリズムの推進に関する市町村の取組を支援します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成20年度)	目標 (平成32年度)
中国自然歩道の利用者数	74万人	190万人
自然公園の利用者数	1,149万人	1,450万人

④ 生物多様性を支える基盤づくり

【現状と課題】

- 自然環境に関する情報は、大学などの研究機関、博物館、動植物園、水族館、専門家などによる専門的な調査研究や、個人やNPOによる長年にわたる活動で収集した地域における野生生物についてのデータなど、多様な主体が様々な形で保有しております。これら資料や情報を有効に活用していくことが重要です。
- 自然環境に関する資料や情報を関係者すべてが広く情報を共有した上で、自然の保護とその利用の方向性を決めていく必要があります。
- 自然の保護は、固有の自然を対象とした地域における活動によって支えられるものであり、地域重視の視点に立ち、地域住民など多様な主体間の連携の仕組みを設けていく必要があります。

【推進の目標】

- 指導者の養成や、活動場所や多様な主体との交流が図れる場所の確保など、行動の受け皿となる環境づくりに努めます。
- 自然環境に関する調査研究を充実させ、情報の有効活用に努めます。
- 生命と暮らしを支える生物多様性について、県民意識の醸成を図るとともに、生物多様性地域戦略を策定し、豊かなおかやまの自然を引き継いでいきます。

【施策の推進方向】

- ① 大学等と連携し、自然環境に関する調査研究の充実を図ります。
- ② 次代を担う子どもたちへの橋渡し役として、自然環境学習に関する活動を支える人材の育成と確保に努めます。
- ③ 行政と地域が一体となって、自然環境の保全に関する情報収集及び活動の場の確保に努めます。
- ④ 豊かなおかやまの自然を引き継いでいくため、必要な情報の提供、人材の育成、ふれあいの機会の創出等を有機的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで、多様な主体との連携のもと、生物多様性を支える基盤づくりを推進します。
- ⑤ 県及び自然保护センターのホームページの内容の充実や更新により、自然保护に関する分かりやすい情報の発信に努めるとともに、県内の生きものの生息情報や生物多様性の保全に係る具体的行動などを広く県民から募集する「いきもの8092アクション事業」を実施し、生物多様性に係る県民意識の醸成を図ります。
- ⑥ 生物多様性岡山県戦略を策定し、人類共通の課題である生物多様性の保全についての取組を地域から積極的に推進します。

【数値の目標】

項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)
「いきもの8092アクション事業」による県民からの報告数(累計)	0件	8,092件
大学等と連携して取り組む自然環境調査・研究の数	0件	5件
ホームページアクセス数(年間)	643,143件	1,000,000件

VI 推進体制、進捗状況の評価と見直し

【推進体制】

自然保護基本計画に掲げる諸施策を推進し、県内の自然の保護を進めていくためには、県と市町村が連携して事業を実施することはもとより、ボランティア、自然保護団体、N P O、民間事業者等を含む全ての県民が主体となり自発的かつ積極的に取組みを行っていくことが重要であり、単独で又は協働して自然の保護に取り組んでいく体制づくりを進めます。

また、県民、事業者、行政が一体となって自然との共生を総合的に推進し、生物多様性の保全や持続可能な利用などを進めるため、関係者等により構成している自然との共生プロジェクト推進会議において、希少野生動植物の保護、移入種対策、野生鳥獣の保護管理等に関する企画立案等についての具体的な意見交換を行い、自然の保護を強力に推進します。

【進捗状況の評価】

県は、自然の保護に係る国内外及び県内外の動向の的確な把握に努め、積極的に施策に反映させることが重要であることから、自然保護基本計画に基づく各種施策の進捗状況等の点検・評価を行います。

【見直し】

県は、気候変動に伴う生息・生育地域の変化をはじめ自然環境の変化に適切に対応し、自然環境に関する調査研究の成果等を早期に反映することにより、施策の効果的な推進につなげるため、5年を目途に必要な見直しを行います。

VII 資料編

【用語集】

頭文字	用語	解説	ページ
ア	アダプト(システム)	住民、団体、企業等がボランティアで、河川、道路、公園等公共の場所の一定範囲について定期的に美化活動を実施する方式。 アダプトとは「養子にする」という意味でいわば「里親」として面倒を見るかたち。	16
イ	移入種	本来生息していないかった地域へ、人間を介して意図的・非意図的に持ち込まれて野生化し、自然繁殖するに至った生物種。	13
エ	エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。	20
	エコビジョン2020	岡山県の環境保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき、平成20年に策定された。	19
	エコロード	自然環境の保全に配慮された道路。自然環境の改変を最小限とするよう適切な路線の選定を行うとともに、動物の生息地を分断しないように橋梁やトンネルを多く採用したり、動物用の横断構造物を設置する等、さまざまな工夫が施される。	9
	NPO	民間非営利活動組織。政府や企業などでは対応できない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。Non Profit Organizationの略。	5
オ	岡山県版レッドデータブック	絶滅のおそれのある県内の野生動植物に関するデータ集。平成14年度に発刊し、平成21年度に改訂版を作成している。	4
	岡山県野生生物目録	県内の野生動植物種のリスト。	11
カ	外来生物	人の手により自然分布域の外から持ち込まれた種。	1
	外来緑化植物	緑化材料として活用される外来植物。工事法面等の早期緑化を図るため多用されてきた。外国で生産したものや国内の他の産地から持ち込まれたものである場合、地域個体群の遺伝的多様性を損なう恐れが指摘されている。	13
	環境緑地保護地域	岡山県自然保護条例に基づき指定される、都市周辺の良好な生活環境を形成する緑地の地域。	7
	環境影響評価	道路、ダム建設事業など、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を調査、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続のこと。	10
キ	希少野生動植物	絶滅危惧種の保護を目的に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき種指定されるもの。	6
	郷土自然保護地域	岡山県自然保護条例に基づき指定される、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域。	7
ク	グリーンプラン2010	平成13年度～平成22年度を計画期間として、本県のみどりづくりの総合的な推進を図るために基本目標と施策を体系的に明示した計画。	3

頭文字	用語	解説	ページ
コ	こどもエコクラブ	幼児から高校生までだれでも参加できる環境省主催の環境活動クラブ。子どもたちの興味・関心に基づいて、学校・家庭・地域の中で身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組んでいる。	13
サ	在来種	その土地に従来成育している固有の動物、植物の種のこと。	19
	里地里山	都市域と原生的自然との間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。雑木林、水田、畠地、小川といった身近な自然が存在しているばかりでなく、生物多様性の保全の観点からも注目されているが、近年、都市化の進展や過疎化・高齢化等に伴う農業形態の変化等により、その維持が困難になっている。	4
	里海	沿岸海域とそれに接する陸域で、人間の働きかけを通じて環境が形成された地域のこと。	4
シ	自然環境保全地域	岡山県自然保護条例に基づき指定される、天然林や野生生物の生息地、湖沼、湿原などの優れた自然の地域。	4
	自然公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定されたもの。	4
	自然公園指導員	国立・国定公園の保護と適正な利用のために、動植物保護や美化清掃、事故防止等の利用者指導、情報提供等を行う。地方環境事務所長、都道府県知事及び(財)国立公園協会会长の推薦により、環境省自然環境局長が委嘱する。	7
	自然との共生モデル事業	他の企業や団体の模範となる生態系に配慮した事業活動等を行う企業や団体を認証し、活動を助長する事業。	10
	自然との共生プロジェクト推進会議	新岡山県環境基本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が一体となり、特に緊密な連携のもとに取り組むべき自然との共生について、関係者等により構成される会議。	22
	自然保護協定	無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図り、良好な生活環境の確保を目的として、県、市町村、事業者で締結する協定のこと。	10
	自然保護推進員	自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、県が委嘱しているボランティア。	7
	自然保護センター	自然との触れ合いを通じて県民の自然への理解を深め、自然保護についての認識を高めるため、平成3年11月和気町にオープンした自然体験のできるフィールドを有した県下唯一の自然環境学習施設。	19
	指定希少野生動植物	平成15年度に制定した「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき指定する、特に保護を図る必要のある動植物。	11
	指定希少野生動植物保護巡視員	岡山県希少野生動植物保護条例により指定希少野生動植物に指定されている動植物の保護のため、県に協力し、ボランティア活動として巡視を行う者。関係市町村の推薦を受けた者のうちから、知事が委嘱する。	11
	新岡山県環境基本計画	「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現を目指し、長期的な目標・施策の大綱として平成20年に策定された計画。	1
	人工林	苗木の植栽や、播種などにより人が更新させた森林。	8

頭文字	用語	解説	ページ
セ	生息域外保全	本来の生息地では存続できない生物の種、個体群など生物多様性の構成要素を、動物園・植物園など自然の生息地の外において人工増殖を図り、本来の生息地を再生した上で野生回復を図ろうとする方法。	11
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。	1
	生態系ネットワーク	開発等により危機に瀕している生物多様性を再生するために、孤立したり分断されたりした自然を保全しつつ、互いにネットワークでつなげること。	9
	生物多様性	すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルでの多様性がある。	1
	生物多様性基本法	「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律として、議員立法により2008年5月28日に成立、同年6月6日に公布された。	1
	生物多様性地域戦略	「生物多様性基本法」に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。	21
タ	第11次鳥獣保護管理計画	長期的な見地から計画性のある鳥獣保護施策を推進するため、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」に基づき策定することとされている。平成24年度～平成28年度の5年計画として策定する。鳥獣保護区などはこの計画に基づき設定される。	12
チ	地産地消	地域で生産された農林水産物等をその地域で消費すること。	10
	中山間地域	もとは農林統計の用語。一般的には、平野の外縁から山間に至る地域を言い、耕地は傾斜地が多く、林野率も高い。里地・里山と呼ばれる地域が含まれる。	4
	長距離自然歩道	国民が自らの足で広く自然や史跡を訪ねることにより、健全な心身を育成し、自然保護に対する理解を深めることを目的として整備されたもの。	20
	鳥獣保護員	岡山県鳥獣保護員設置規則に基づき知事が委嘱する県の非常勤職員。鳥獣保護区等の管理、狩猟登録者の指導、鳥獣保護思想の普及等を行っている。	12
	鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護事業計画に基づいて指定する地区。	7
	鳥獣保護センター	傷病野生鳥獣の保護看護を行うための施設。池田動物園(岡山市)と県自然保護センター(和気町)をしている。	12
ト	特定外来生物	外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。	13
	特定鳥獣保護管理計画	シカやイノシシなど地域的に著しく増加している種又はツキノワグマなど地域的に著しく減少している種の個体群を、安定的に維持していくため、適正生息数などの目標を設定し、個体数の調整や生息環境の整備、被害対策等を実施するための計画。	12
二	二次林	伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された後に、土中に残った種子などが生長し成立した森林。	14
ヒ	ビオトープ	ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。安定した生活環境を持った「動植物の生息空間」のこと。	9

頭文字	用語	解説	ページ
ミ	みどりの少年隊	次代を担う子供たちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて、"自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていく"ことを目的とした、子供たちの自主的な団体。	18
モ	木質バイオマス	木材など植物系の生体のことを意味する。植物は環境中の二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。	15
	藻場	沿岸の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所のこと。	5